



## 災害時における地域内輸送拠点に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と麻植郡農業協同組合（以下「乙」という。）は、吉野川市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に地域内輸送拠点として、乙の管理する施設等（以下「施設等」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において甲が乙の管理する施設等を、地域内輸送拠点として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、乙が管理する施設等とし、甲は災害発生時等の状況により、開設する施設等を乙と協議の上、指定することができる。

### （支援の要請）

第3条 甲は、災害発生時等に、前条に規定する施設等を地域内輸送拠点として利用する必要があるときは、乙に対して支援を要請することができる。

2 甲からの支援要請は、原則として輸送拠点利用申請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に輸送拠点利用申請書（第1号様式）を提出するものとする。

### （支援体制の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）拠点施設の解錠
- （2）フォークリフト及びパレット等の備品使用
- （3）その他、甲が必要と認められる事項

### （拠点施設の管理）

第5条 災害発生時等の拠点施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- （1）輸送拠点施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

### （費用の負担）

第6条 この協定に基づき甲が施設等を利用し発生した費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

### （協定の有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。



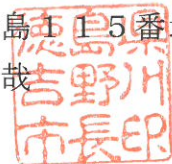
(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月4日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島105番地1  
吉野川市長 川真田 哲哉



乙 徳島県吉野川市鴨島町鴨島106番地11  
麻植郡農業協同組合  
代表理事組合長 大久保 公雄



第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

麻植郡農業協同組合  
代表理事組合長 大久保 公雄 殿

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1  
吉野川市長 川真田 哲 哉

## 輸 送 拠 点 利 用 申 請 書

「災害時における地域内輸送拠点に関する協定書」に基づき、災害発生時において地域内輸送拠点としての利用について、下記のとおり申請します。

### 記

1. 所在地 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 106-11
2. 名 称 麻植郡農業協同組合
3. 対象施設 麻植郡農業協同組合が管理する施設

